

# 第35回東御市農業委員会定例総会議事録

東御市農業委員会

## 委員出欠表

第35回定例会 令和8年2月26日

開会 14時00分 閉会 16時20分

出席委員 (23名)	会長 依田 繁二	会長職務代理 船田 寿夫
	1 小野澤 文利	14 柳澤 大作
	2 笹平 民男	15 上原 真由美
	3 檜原 龍太郎	16 倉嶋 慶和
	5 小野 高男	17 武舎 和久
	6 杉田 修司	18 山田 貴司
	7 小宮山 信幸	推進 上原 敦夫
	8 保科 正行	推進 五十嵐 秀人
	10 井出 藤男	推進 伊藤 茂
	11 田口 千秋	推進 白石 文生
	12 比田井 尚良	推進 大塚 和信
	13 田中 章	

議事録署名委員 7 小宮山 信幸 8 保科 正行

出席職員 (7名)	農業委員会事務局
	事務局長 重田 雄一
	事務局次長 小林 誠司
	事務局 佐々木 大輔
	事務局 鈴木 優
	事務局 福川 佳菜子
	事務局 堀 涼佳
事務局 小林 千恵美	

議事 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について  
議案第3号 農用地利用集積等促進計画について

第9回農業経営改善計画認定意見聴取について

※ 会場 市役所本館2階 全員協議会室

事務局

皆様、表彰式ありがとうございました。それでは、定例総会の方を進めて参りたいと思います。開会を会長職務代理からお願いします。

会長職務代理

皆さん、こんにちは。昨日は待望の大雨が降ったわけですが、もう少し降ってくればよかったなあと、そんなふうに思います。お忙しい中お集まりをいただきまして、大変御苦労様でございます。ただいまより、第35回農業委員会総会並びに全員協議会を始めさせていただきます。よろしくお願いします。

事務局

続きまして、会長挨拶、議事録署名人の指名、その後議事の方進めていただければと思います。

会長

皆さん、改めましてこんにちは。本日は定例総会前に、表彰式がありましたが、私の方からは、2月に出席した会議について報告をさせてもらいます。2月につきましては、4日に火のアートフェスティバル実行委員会がありまして、反省と報告がありました。来期の農業委員・推進委員の方が出店することになるかと思いますが、次年度は10月10日、11日の開催ということで決まりました。それから19日には、家族経営協定の調印式がございまして、北御牧地区の農家の方が協定を結ばれました。家族協定につきましては、東御市全体で113組目ということで、それぞれ家族協定を結ばれ、農業で活躍されているということです。20日には、皆さんに審議いただいた令和8年度農業施策意見書を舩田代理、田口農政部会長と私の3名で、花岡市長、掛川副市長、小林産業経済部長の3名に意見を申し上げてきました。その意見書の内容につきましては、何回か審議いただき、意見が集約されたものでございますので、今後市から回答等あるかと思いますが、新年度、新体制の農業委員会での対応をよろしくお願いします。同日、本日の定例会総会に向けた農業委員会役員会があり、資料確認を行いました。また、農業経営基盤強化促進法に基づき、各地区5地区において2回ずつ会議を開催し、昨年3月に地域計画が策定されたわけですが、それをブラッシュアップするというので、25日には、その地域計画検討会が開催され、内容の確認を行いました。計画を今まで以上のものにしていく・集積率を高めるということでございますので、新体制の農業委員会の皆さんには、この集積率の向上にご協力いただきたいと思います。

それから最後に、先ほど表彰式が行われたわけですが、表彰された皆さんは信念があって、細かいところまで丁寧にお仕事をされている方たちだと認識しております。過去に農業委員を務められたり、多岐にわた

り業務を行われており、今回表彰された方々の功績は多大であると再確認させていただいたところです。いずれにしましても、東御市の農業の発展に尽力された4名ですので、これからも、農業の先輩として、一層のご指導をいただくことをお願いするわけでございます。

それでは、審議事項に入りますのでよろしく申し上げます。本日の議事録署名につきましては、7番の小宮山信幸委員と、8番の保科正行委員に申し上げます。

それでは、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、今月は7件の案件が出ております。事務局より説明をお願いします。

## 事務局

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について説明します。

3-1 ○○番○○外○○筆、図面は1ページをご覧ください。場所は○○から○○メートルほど○○にある農地です。

譲渡人は、○○の方です。譲受人は、○○の方です。譲渡人は、空き家に付随する農地として譲り渡すものです。譲受人は、空き家に付随する農地として譲り受け耕作する予定です。申請地では、トマト等の一般野菜を耕作する予定です。譲受人自宅予定地に隣接しているため問題ないと判断しました。

3-2 ○○番○○、図面は1ページをご覧ください。場所は、○○から○○メートルほど○○にある農地です。譲渡人は、○○の方です。譲受人は、○○の方です。譲渡人は、相続により農地を取得しましたが耕作しない為譲り渡すものです。譲受人は、隣接地を耕作しており一体として耕作するため譲り受けるものです。申請地では、落花生を栽培予定です。譲受人農地に隣接しており問題ないと判断しました。

3-3 ○○番○○、図面は2ページをご覧ください。場所は、○○から○○メートルほど○○にある農地です。譲渡人は、○○の方です。譲受人は、○○の方です。譲渡人は、すでに譲受人が耕作しているため正式に譲り渡すものです。譲受人は、すでに耕作しており正式に譲り受けるものです。申請地では、水稻を栽培しています。譲受人がすでに耕作しており、問題ないと判断しました。

3-4 ○○番○○外○○筆、図面は3ページをご覧ください。場所は、○○から○○メートルほど○○にある農地です。譲渡人、譲受人は、○○の方です。譲渡人は、すでに譲受人が耕作しているため正式に譲り渡すものです。譲受人は、すでに耕作しており正式に譲り受けるものです。申請地では、水稻を栽培しております。譲受人がすでに耕作しており、問題ないと判断しました。

3-5 ○○番○○、図面は4ページをご覧ください。場所は、○○に隣接している農地です。譲渡人は、○○の方です。譲受人は、○○の

方です。譲渡人は、相続により農地を取得しましたが耕作しない為譲り渡すものです。譲受人は、隣接地を耕作しており一体として耕作するため譲り受けるものです。申請地では、クルミを栽培する予定です。譲受人農地に隣接しており問題ないと判断しました。

3-6 ○○番○○外○○筆、図面は5ページをご覧ください。場所は、○○から○○メートルほど○○にある農地です。譲渡人、譲受人は、○○の方です。譲渡人は、相続により農地を取得しましたが耕作しない為譲り渡すものです。譲受人は、自宅に隣接しており耕作の便がいため譲り受けるものです。申請地では、ナス等一般野菜を栽培する予定です。譲受人自宅と隣接しており問題ないと判断しました。

3-7 ○○番○○外○○筆、図面は6ページをご覧ください。場所は、○○から○○メートルほど○○にある農地です。譲渡人、譲受人は、○○の方です。譲渡人所有の申請地と譲受人所有の土地と交換するため譲り受けるものです。申請地では、トマト等一般野菜を栽培する予定です。譲受人自宅から徒歩1分と近いいため、問題ないと判断しました。

議長（会長）                    ありがとうございました。それでは番号1から進めさせていただきます。番号1の案件について、伊藤委員より説明をお願いします。

伊藤委員                        はい。よろしくお願いします。○○から○○を○○の方に向かって行くところにある○○の○○さんの所有する宅地・農地ですが、現在木が生い茂って、空き家と化しています。そこを○○さんが買い取り、家を建て替え、また農地は木を抜根して綺麗にし、耕作するとのこと。○○番○○はとても小さい農地で、今後は農振除外後、転用して宅地の一部にしたいということ聞いています。農地は売買ではなく譲渡とのこと。よろしくお願いします。

議長（会長）                    ありがとうございました。それでは、番号1の案件について、ご質問・ご意見のある方は挙手のうえ発言をお願いします。

なければ、採決の方に入ります。番号1の案件について、賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（会長）                    ありがとうございました。全員賛成と認め、決定とします。続きまして、番号2の案件について、同じく伊藤委員より説明をお願いします。

伊藤委員            はい。資料の1ページです。〇〇・〇〇の信号、〇〇のちょうど角のところを〇〇〜〇〇キロくらい上がった場所にある畑です。隣接地に〇〇さんが所有する農地があり、〇〇さんより以前から買ってほしいと言われていたそうです。〇〇さんが取得後は、落花生を栽培するとのことですので、よろしく審議をお願いします。

議長（会長）        ありがとうございました。番号2の案件について、ご質問・ご意見のある方は挙手のうえ発言をお願いします。

                         特にございませんか。ないようでありますので採決に入ります。番号2の案件につきまして賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（会長）        ありがとうございました。全員賛成と認め、決定とします。続きまして番号3の案件について、比田井委員より説明をお願いします。

比田井委員            お願いします。資料は2ページをご覧ください。資料に〇〇の印字がありますが、その下の交差点に〇〇があります。この〇〇から〇〇へ、〇〇メートルほど入ったところになります。この一帯を〇〇といいます。現地を確認させていただきましたが、構造改善をされた大きな水田です。1枚で〇〇反でございます。水利は直管で引かれ、バルブは土地改良区の分水員が操作します。この水田は譲受人の〇〇さんが、5年以上前から耕作しておりますので、特に問題ないと思いますので、ご審議のほどよろしくをお願いします。

議長（会長）        ありがとうございました。それでは、番号3の案件について、それぞれご質問・ご意見のある方は挙手のうえ発言をお願いします。

                         ないようですので、採決に入ります。番号3の案件について賛成の方は、挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（会長）        ありがとうございました。全員賛成と認め、決定とします。続きまして、番号4の案件について、山田委員より説明をお願いします。

山田委員            はい。それでは、説明させていただきますが、よろしくをお願いします。場所は資料の3ページです。〇〇の〇〇地籍になります。先ほど事務局の方の説明にもありましたけれども、〇〇或いは〇〇からほど近い



受けたいと思います。ご質問・ご意見のある方は、挙手のうえ発言をお願いします。

ないようであれば採決に入ります。番号5の案件について、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長（会長）           ありがとうございます。全員賛成と認め、決定とします。続きまして、番号6の案件について、檜原委員より説明をお願いします。

檜原委員               はい、お願いします。資料は5ページになります。譲渡人と譲受人ともに〇〇にお住まいの方です。譲渡人の〇〇さんは、会社勤めをされておりますが、自分で耕作ができないため。近隣の〇〇に農地を貸していたようですが、返されてしまったということです。自分では耕作できないということで、今回の申請になったようです。譲受人〇〇さんですが、〇〇の出身の方です。〇〇さんは、旦那さんの〇〇さんと申請地の隣接地に居住しています。家庭菜園として耕作されるようです。

〇〇さんは他の場所に農地を所有しており、〇〇さんは現在所有していませんが、今回は〇〇さんご自身がお金を支払うとのことから譲受人は〇〇さんになります。特段問題はないと思いますが、ご審議よろしくをお願いします。

議長（会長）           ありがとうございました。それでは、番号4の案件についてご質問・ご意見のある方は、挙手のうえ発言をお願いします。

ないようであれば、採決に入ります。番号4の案件について、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長（会長）           ありがとうございます。全員賛成と認め、決定といたします。続きまして番号7の案件について、井出委員より説明をお願いします。

井出委員               はい、お願いします。資料については6ページをご覧ください。場所は、〇〇へ向かっていく途中の〇〇地籍で、譲受人・譲渡人は同じ集落のご近所の〇〇さんと〇〇さんです。〇〇さんは大々的に農業をやられているし、後継者もいます。登記地目は田になっていますが、現況は畑として使っています。特に問題ないと思いますがご審議をよろしくをお願いします。

議長（会長）            ありがとうございます。現況は畑になっているということでございます。番号7の案件について、それぞれご質問・ご意見をお受けしたいと思えます。ご質問・ご意見ある方は挙手のうえ発言をお願いいたします。

特にないようですので採決に入ります。番号7の案件について、賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（会長）            ありがとうございます。全員賛成と認め、決定とします。続きまして議案第2号に入ります。農地法第5条の規定による許可申請について、今回は2件の案件が出ております。事務局より説明をお願いします。

事務局                    議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請について説明します。

5-1    ○○番○○他○○筆、賃貸借権設定、令和7年12月2日付農振除外、資料は7から9ページです。場所は、○○の○○に位置する農地です。駐車場の申請です。譲受人は○○、譲渡人は○○と○○の方です。譲受人は、申請地の○○で○○の○○業を主体とした事業を行っており、現在の敷地内に従業員の車とトラックが混在し、手狭であることから、新たな駐車場を求め申請があったものです。8トントラック○○台、2トントラック○○台、社員の乗用車○○台、計○○台分の駐車場を予定しています。申請地○○にある○○が所有する宅地○○番○○も一体として利用する予定で、このことについては商工観光課商工労政係との協議が済んでおります。第1種農地ですが、既存施設の拡張に該当するため、転用はやむを得ないと判断しました。

5-2    ○○番○○、所有権移転、議案第1号3-4関連、資料は3、10、11ページです。場所は、○○から約○○メートル○○に位置する農地です。ライスセンターの申請です。譲受人は○○、譲渡人は○○の方です。譲受人は、米、大豆を主に生産する農業法人ですが、現施設が老朽化しており、また手狭となっていることから、安定経営に取り組むとのことで申請があったものです。農振農用地区域内ですが、農業用施設に該当し、農用地利用計画に指定された用途に供するものの為、転用はやむを得ないと判断しました。

議長（会長）            ありがとうございます。それでは番号1から審議いただきます。番

号1の案件について、上原委員より説明をお願いします。

上原（敦）委員 はい、お願いします。資料7から9ページをご覧ください。場所は〇〇にあります、〇〇の〇〇側の土地でございます。譲渡人は、〇〇にお住まいの〇〇さん、〇〇にお住まいの〇〇さんの2名です。〇〇は、現在敷地が非常に手狭になっておりまして、従業員の車とトラックが混雑しておりとても危険な状態だということです。新たに近くに駐車場を設置する必要があり、現在の敷地の〇〇側の農地の所有者である〇〇さんと〇〇さんにお聞きしたところ、譲っていただけるということになりました。別段、問題はないとは思いますが、ご審議の方、よろしくをお願いします。

議長（会長） ありがとうございます。番号1の案件について、ご質問・ご意見のある方は挙手のうえ発言をお願いします。

杉田委員 賃貸借権設定20年とありますが、そのような契約をした理由を知りたいのと、あと20年経過したら、原状復帰して、田んぼとして利用されるのかどうかお聞きします。

事務局 所有権移転ではなく賃貸借権設定にした理由まではわかりませんが、20年・期間満了までに、延長するのかどうか再度協議し、その協議の際に返却という話になれば、農地に復旧して返却という契約になっています。

杉田委員 砕石を入れて転圧して大型トラックが出入りするという状況で、現実田んぼに復帰するのは非常に難しいと思うのでお聞きしました。わかりました。

五十嵐委員 大抵の〇〇業者は、トラックの駐車場で給油するため、設備を備えています。この駐車場で給油をするってことはありませんか。田んぼですら周りに水路がありますし、水田が多くあります。ここは千曲川の河川敷と同じぐらいの標高なので、燃料が流れ込む等の懸念があるのですが。

事務局 汚染対策について確認できていませんが、資料9ページのとおり、今回この場所ではあくまで駐車場として使う計画で、給油設備等の設置予定はありません。既存の敷地内に給油施設があるか確認します。

五十嵐委員 水田が周りにありますので、水の汚染だけはしないようにしていただきたいと思います。

議長（会長） 他にご質問等ありませんか。  
なければ、番号1の案件につきまして、採決を取りたいと思います。番号1の案件について賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（会長） ありがとうございます。全員賛成と認め、決定とします。続きまして番号2の案件について、山田委員より説明をお願いします。

山田委員 はい、よろしく申し上げます。先ほどの3条申請の場所と同じで、資料の3ページと10、11ページです。譲渡人については先ほどご説明したとおりです。譲受人は〇〇で、現在のライスセンターが代表取締役の自宅敷地内にあります。8トンや10トンの大型貨物トラックの出入りが全くできないというような状況です。現在は一旦〇〇を挟んで向かい側の〇〇の敷地を借りて、そこへフォークリフトで移動して、トラックに積み込んでいるそうです。先ほど申しあげたとおり、〇〇から〇〇メートルぐらいということで、〇〇へのアクセスも非常に良いところで、今回譲渡人とも話がまとまったとのこと。経営状況も右肩上がりで伸びていますし、地元で根差した活動を、地元のリーダー格として、農業を続けている法人ですので、今後についても心配はないと思います。特段問題になる部分はないと思いますが、ご審議の方よろしく申し上げます。

議長（会長） ありがとうございます。それでは番号2の案件について、ご質問・ご意見ある方は挙手の上発言をお願いします。

ご質問・ご意見ないようですので、採決を取ります。番号2の案件について、賛成の方は挙手を願います。

（全員挙手）

議長（会長） ありがとうございます。全員賛成と認め、決定とします。  
続きまして、議案第3号、農用地利用集積等促進計画について、今回は全部で51件あります。事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第3号農用地利用集積等促進計画2月分について説明します。まず、資料の4ページが、中間管理を通した所有権移転になります。1件

5筆、合計6,903平方メートルです。続いて資料の5ページが、地域計画内における中間管理を通した利用権移転になります。4件、11筆、合計14,408平方メートルです。次に、資料の6ページから10ページが地域計画内における中間管理を通した利用権設定になります。44件、79筆、合計97,101平方メートルです。最後に、資料の11ページが地域計画外における中間管理を通した利用権設定になります。2件、2筆で合計1,850平方メートルです。全体の合計は51件、97筆、120,262平方メートルです。よろしくお願いいたします。

議長（会長）            ありがとうございます。それでは、農用地利用集積等促進計画について、51件の内容を各地区の担当の委員さんは確認いただき、ご質問・ご意見等いただきたいと思います。

檜原委員                配分される方で、各所に名前の出てくる〇〇の〇〇さんは、市外の方ということなんですが、どんな方なのか教えてください。

事務局                  〇〇さんは、令和6年から2年間、〇〇で研修をされ、令和8年の4月から独立して新規就農する予定の方です。〇〇で研修されていたので、利用権移転の方では〇〇から権利移転される農地があり、その他ご自身で見つけられた農地も議案に載っています。現在〇〇にお住まいですが、4月からは、鞍掛にある就農トレーニングセンターに入居申請されています

檜原委員                〇〇さんは何歳ぐらいの方ですか。

事務局                  〇〇代の方です。

議長（会長）            他にご質問ありませんか。倉嶋委員どうぞ。

倉嶋委員                〇〇沿いで、〇〇が借りてレタスを栽培している農地があります。そこはかなり大きな看板が立っているのですが、なにか申請等の手続は必要なのでしょうか。

事務局                  景観条例に関することだと思われまので、確認して次回回答させていただきます。

小野澤委員              その場所は〇〇が近いと思うのですが、〇〇から何百メートルの範囲

は、色や大きさに指定があったと思います。建設課に確認していただければと思います。

議長（会長） 他にご質問ありませんか。質問等ないようであれば、51件の案件について採決に入ります。賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（会長） 全員賛成と認め、決定とします。それでは第9回農業経営改善計画の意見聴取に入ります。今回は5件の案件が出ております。事務局より説明をお願いします。

事務局 第9回農業経営改善計画認定審査会議案をご確認ください。今月は5件の申請があり、そのうち3件が更新の申請、2件が新規の申請となりますので、それぞれ番号1から説明させていただきます。

番号1、〇〇さんです。認定農業者の更新申請となります。住所は、〇〇番地です。営農類型は、単一経営の稲作となります。目標も同様です。現状年間所得は〇〇万円、目標は〇〇万円となります。年間労働時間は、〇〇時間で、目標も同様です。また、主たる従事者は〇〇人となります。生産について、水稻を栽培していきまして、目標に向けて作付面積を増やし、生産量を増やしていきます。(2) 農畜産物の加工・販売その他の関連付帯事業については、特にありません。続いて、(3) 農用地及び農業生産施設は、東御市で現状〇〇アール、目標は、〇〇アールに増やしていきます。農業生産施設は、育苗ハウス・籾摺乾燥施設を所有しており目標に向けて育苗ハウスを一棟増やしていきます。③生産方式の合理化に関する現状と目標・措置について、機械設備の更新が必要になってきているのと、人員の不足が課題となっています。トラクターを導入し、作業の効率化を図ります。④経営管理の合理化に関する現状と目標・措置について、青色申告を実施し、健全な経営管理に努めるとのことです。⑤農業従事の態様の改善に関する現状と目標・措置については、人材確保に向けた就業態様の整備を行います。また、作業マニュアルを作成し、経営継承に関する取り組みを行います。経営の構成については、記載のとおりです。雇用者は、現状よりさらに臨時雇用を確保していく予定です。生産方式の合理化に係る農業用機械等の取得計画は、トラクターや育苗ハウスなどを取得する予定です。

番号2、〇〇さんです。認定農業者の更新申請となります。住所は、〇〇番地〇〇です。営農類型は、単一経営の稲作となります。目標も同様です。現状年間所得は〇〇万円で、目標は〇〇万円となります。年間

労働時間は、〇〇時間で目標も同様です。また、主たる従事者は〇〇人となります。生産について、水稻・麦・大豆を栽培していきまして、目標に向けて麦・大豆をやめて、水稻の作付面積を増やし、生産量を増やしていきます。(2) 農畜産物の加工・販売その他の関連付帯事業については、作業受託があります。目標に向けて面積を増やしていく予定です。

(3) 農用地及び農業生産施設は、東御市で現状〇〇アール、目標は、〇〇アールに増やしていきます。農業生産施設は、乾燥調製精米保管施設を所有しており目標に向けて育苗ハウスを〇〇棟新たに増やしていきます。③生産方式の合理化に関する現状と目標・措置について、現状は温暖化による夏場の渇水干ばつが頻発しており、大豆の継続が困難となってきており、また、鹿による獣害については水田、畑共に被害が拡大しつつあります。目標は、変わる自然環境に負けない生産方式を確立することとしています。対策について、干ばつ対策として、圃場入排水の整備修繕を継続的に行い保水力強化、獣害対策については、電気柵の設置、被害確認圃場は収穫の早い品種に切り替えを行います。また、対応が出来ない不採算圃場については返却等整理合理化を図ります。④経営管理の合理化に関する現状と目標・措置について、現状は会計、精米配達は分業が出来ており、生産についても作業工程での分業を行っています。目標は継続的な農業経営体制の構築を目指します。その対策として、会計については、次世代継承を開始します。他作業については全作業に携わり知識経験を継承できる体制を構築するため、新たな雇用確保を行います。⑤農業従事の態様の改善に関する現状と目標・措置について現状は、雇用年間休日数、就業時間数等最低限の基準を確保しています。目標は雇用定着であり、対策として労働内容の改善と雇用確保を行います。⑥その他の農業経営の改善に関する現状と目標・措置について、現状は育苗、収穫期に作業が集中し作業者の負担が年々増加しています。目標は省力化設備、機械の導入を行うこととし、対策としては育苗ビニールハウスの建設により育苗作業を省力化、作業に適した機械設備の導入と雇用確保を行います。スーパーL 資金〇〇万円を活用予定で、ハウス、トラクターを導入します。経営の構成については、記載のとおりです。雇用者は、現状よりさらに臨時雇用を確保していく予定です。生産方式の合理化に係る農業用機械等の取得計画はトラクターや育苗ハウスなどの予定です。

番号3、〇〇さんです。認定農業者の更新申請となります。住所は、〇〇番地です。営農類型は、単一経営の果樹類となります。目標も同様です。現状年間所得は〇〇万円、目標は〇〇万円となります。年間労働時間は、〇〇時間で目標は〇〇時間です。また、主たる従事者は〇〇人となります。生産について、生食ブドウ、シャインマスカット・ナガノ

パープル等を栽培していきまして、目標に向けて木の成長とともに生産量を増やしていきます。(2) 農畜産物の加工・販売その他の関連付帯事業については、特にありません。(3) 農用地及び農業生産施設は、東御市で現状〇〇アール、目標も同様です。農業生産施設は、無加温ハウスを〇〇棟、雨よけハウスを〇〇棟所有しています。目標も同様です。③生産方式の合理化に関する現状と目標・措置について、現状は露地栽培がメインで、目標は施設栽培をメインにします。その措置としては、枠組みのみとなっている雨よけハウスの整備とトンネルメッシュの設置を行います。④経営管理の合理化に関する現状と目標・措置について、現状はシャインマスカット、ナガノパープルなどの無核品種を栽培しており、目標は、クイーンルージュ®や新品種のマスカ・サーティン・ヌーベルローズを栽培します。その措置としては、無核品種への植替え、消費者受けの良い品種の栽培を行います。⑤農業従事の態様の改善に関する現状と目標・措置について、現状は、家族経営のため休日が不定期、人手不足となっており、目標は労働時間の削減、人材確保をしていきます。その措置として、臨時雇用の確保をしていきます。⑥その他の農業経営の改善に関する現状と目標・措置については、現状は、近年の異常気象によりブドウの品質が安定せず収量が減少しています。目標は、ブドウの品質や収量をしっかりと確保できるように、異常気象に応じた栽培技術の向上に努めます。その措置として、栽培技術の向上のために、情報収集と講習会へ参加します。経営の構成については、記載のとおりです。雇用者は、現状よりさらに臨時雇用を確保していく予定です。生産方式の合理化に係る農業用機械等の取得計画は防雹ネット、トンネルメッシュを取得する予定です。

番号4、〇〇です。認定農業者の新規申請となります。令和6年3月に認定農業者に認定しました〇〇さんが法人化するにあたっての新規申請となります。住所は、〇〇番地〇〇です。営農類型は、単一経営の露地野菜となります。目標も同様です。現状年間所得は〇〇万円、目標は〇〇万円となります。年間労働時間は、〇〇時間で、目標は〇〇時間です。また、主たる従事者は〇〇人となります。1人あたりの年間所得は〇〇万円、目標は〇〇万円、年間労働時間は〇〇時間、目標は〇〇時間となります。生産について、ブロッコリー、キュウリ、ピーマン等を栽培していきまして、目標に向けて作付面積を増やし生産量を増やしていくとともに、アスパラの栽培に取り組んでいきます。(2) 農畜産物の加工・販売その他の関連付帯事業については、自社店舗の売上を増やしていきます。自社店舗についてですが、今まで〇〇に店舗を出していましたが、〇〇をやめて、〇〇近くに店舗を新規オープンし、東御市産の農産物などを販売していきます。(3) 農用地及び農業生産施設は、東御市

で現状〇〇アール、目標は〇〇アールです。農業生産施設は、育苗ハウスを〇〇棟所有していますが、目標に向けて〇〇棟を増やしていく計画です。③生産方式の合理化に関する現状と目標・措置について、現状は指標に基づく施肥、農薬等の生産管理を行っています。目標は、緑肥等を使用し施肥量の低減と、新薬などの利用により、農薬使用回数を減らすこと、また、新品種や最新式の栽培方式を常に学んでいきます。④経営管理の合理化に関する現状と目標・措置について、現状は従業員〇〇名と家族での経営で、販路は農協主体、自社店舗にチャレンジ中です。目標は従業員を〇〇名に増やしていきます。栽培管理は任せ、販路の開拓などの経営管理主体に移行します。自社店舗を〇〇店舗を増やし、別の事業に着手します。⑤農業従事の態様の改善に関する現状と目標・措置について、現状は労働時間が多く、また、従業員の給料は低い状態です。目標は、従業員の給料アップ、また、働く環境を良くし、福利厚生を整えていきます。⑥その他の農業経営の改善に関する現状と目標・措置については、スーパーL資金〇〇万円を活用し、定植機、乗用モア、管理機を導入します。経営の構成については、記載のとおりです。雇用者は、現状よりさらに正規雇用を確保していく予定です。臨時雇用は行っていません。生産方式の合理化に係る農業用機械等の取得計画は、育苗ハウス、定植機等を取得計画です。収支計画をご覧ください。現状は個人での2024年実績です。法人化後の5年後に向けて、規模拡大を図っていく計画です。

番号5、〇〇さん、〇〇さんです。〇〇さんは、新規就農者の青年等就農計画の認定期間が終了したため、認定農業者の新規申請をするものとなります。住所は、〇〇番地〇〇です。営農類型は、単一経営の果樹類となります。目標も同様です。現状年間所得は〇〇万円、目標は〇〇万円となります。年間労働時間は、〇〇時間で目標も同様です。また、主たる従事者は〇〇人となります。

主たる従事者〇〇人あたり、年間所得は〇〇万円、目標は〇〇万円です。また、年間労働時間は、現状が〇〇時間、目標も同様です。生産について、生食ぶどう、シャインマスカット・ナガノパープル等を栽培していき、目標に向けて、木の成長とともに生産量を増やしていきます。また、巨峰を減らしてシャインマスカット等そのほかの品種を生産していきます。(2) 農畜産物の加工・販売その他の関連付帯事業については、加工品販売として現状ジャムやドレッシング、マスタードなどを製造・販売を行っていき、将来的に売り上げを増やしていく計画です。(3) 農用地及び農業生産施設は、東御市で現状〇〇アール、目標は〇〇アールです。農業生産施設は、目標に向けて加工施設を〇〇棟確保しています。③生産方式の合理化に関する現状と目標・措置について、

現在、農地の草刈りに時間がかかっています。オートモアを導入し、作業の効率化を図っていきます。④経営管理の合理化に関する現状と目標・措置について、青色申告を税理士に委託し、健全な経営管理に努めます。⑤農業従事の態様の改善に関する現状と目標・措置について、目標に向けて作付面積・生産量を増やしていきます。人手不足が課題になると考えており、人手不足を補うためデイワークやお手伝いさん事業を通して臨時雇用を確保していきます。⑥その他の農業経営の改善に関する現状と目標・措置については、スーパーL資金〇〇万円を活用し、オートモアの導入、ぶどう棚修繕を行う予定です。経営の構成については、記載のとおりです。雇用者は、現状よりさらに臨時雇用を確保していく予定です。生産方式の合理化に係る農業用機械等の取得計画はオートモア、加工施設を取得する予定です。

議長（会長）            ありがとうございました。それでは番号順に担当委員より説明をお願いします。まず、番号1の案件について、柳澤委員より説明をお願いします。

柳澤委員                よろしく申し上げます。番号1、〇〇さんですが、〇〇の方です。水稻専門でやられていて、事務局説明のとおり、非常に真面目に堅実な農業をやっている方です。特段問題もないと思います。よろしく申し上げます。

議長（会長）            ありがとうございました。ご質問・ご意見のある方は挙手の上発言をお願いします。

小野委員                認定農業者に対する貸し付けや人手不足の解消等、農協の関わり方はどのように行うのですか。

井出委員                この方は〇〇管内なので、〇〇農協の関わり方を申し上げますが、銀行等一般の金融機関にはこういう農業専門の貸付資金はないと思います。資金を借りるにあたって、農協の組合員になっていただくのは当然ですが、認定農業者になること等の条件がある程度必要です。準組合員では、こういう資金が借りられません。認定農業者・認定新規就農者になられた方は、農協が窓口となり重点的に支援を行い、機械の購入にあたっての資金援助や利子補給を行う制度もありますので、そういう意味では農協が関わっています。人手不足には、〇〇や、農福連携という形もあるかと思いますが、農協としては現在模索している最中だと思います。

白石委員                私も県の農協関係の組織にいた身として述べさせていただきます。特に

大規模の産地育成等の時には農協が関わり、行政との折衝等を行いながら大きいお金を動かしていく、或いは国の資金を利用するというを行いますが、その事務局を農協が担うことがあります。県下を見ても産地育成では、農協は関わっています。長野県だと例えば中野市農協、非常に農協の組織がしっかりして、日本でもトップクラスです。当時は行政と連携しながら、大きい産地育成をやってきて、農家の農協組合員比率は100%近いです。農協を利用しながら、農家も相当な利益を上げています。これが農協のあるべき姿であるとは私は思っています。農家も非常に農協への信頼感が厚いことがわかります。人手不足の件ですが、東御市の場合、市農業農村支援センターがあり、事務の方は農協やNOSAIの関係者やOBの方がおり、行政と農協等の連携がしっかりしていると思います。また、市農業農村支援センターの和、祢津の地区推進委員の事務局は、農協がやっています。農業をやる限り、農協なしには成り立たない部分は絶対にあると思います。

井出委員 人手不足の解消に関して、〇〇管内では、農援隊というのがあります。農家が繁忙期のときには、農協職員が手伝いをするというチームを組織しています。お金がかかりますが、繁忙期には農家の援助をしています。

議長（会長） 将来的に、極端なこと言えば、農協職員が農業をやらざるをえない環境が出てくると思っています。農協職員やそのOBの方で、十分まだ働けて、自分の家では農業をやりたくてもできない方も多いと思います。そういった意味でも、農援隊はとても良い取り組みだと思います。

他にありませんでしょうか。

続いて、番号2の案件について、柳澤委員より説明をお願いします。

柳澤委員 よろしくをお願いします。番号2、〇〇さんです。〇〇になります。この経営改善計画からも読み取れますが、素晴らしい経営されていると思います。生産方式の合理化等に関してもすごく緻密に書かれていて、さすがだなというのが個人的な意見ではあります。輸出等に取り組んだり、酒米を作ったり、各地で講演もされています。地域を代表する農家なので問題ないと思いますが、ご審議のほどよろしくお願いします。

議長（会長） ありがとうございます。番号2の関係について、ご質問・ご意見のある方は挙手の上発言をお願いします。

五十嵐委員 ③生産方式の合理化に関する現状と目標の部分で、不採算圃場については返却とありますが、これは一体どれぐらいの面積があるんでしょう

か。

議長（会長） 昨年の農地パトロールを笹平委員と一緒に回らせてもらいましたが、休耕地はたくさんあります。大豆を作った後何も作らないから1年だけは少量の草が生えていましたが、3年目ぐらいになると木が生えたりします。今のところはトラクターで耕せば済みますが、燃料価格の高騰等で、それができなくなっているという状況です。

笹平委員 鹿による被害対策のため、電気柵の設置も検討したようですが、労賃等を計算すると大きな金額になると思います。

五十嵐委員 現状大豆が〇〇アール、5年後の計画では〇〇ということは、〇〇アールを返却ということだと思います。この畑のほとんどは、荒廃地になりかねないと思います。

議長（会長） 現実はなかなか難しい問題だと思います。  
他にありますでしょうか。続いて、番号3の案件について、杉田委員説明をお願いします。

杉田委員 はい、番号3、〇〇さんです。〇〇の方です。この方は1回目の更新ということで、5年前に新規で認定農業者の申請をしまして、5年が経過したということです。土木関係の仕事されていましたが、脱サラをしてお自宅に入って、両親のもと生食ブドウの栽培をしています。②農業経営の規模拡大に関する現状及び目標（1）生産について、現状は作付面積〇〇アール、生産量〇〇キログラム、目標が〇〇アールの〇〇キログラムということで、面積が減っているのに収量が増えていますが、2年ほど前から、もっぱら巨峰が主だったものを伐採して、シャインマスカット、クイーンルージュ®、ナガノパープルや新品種に植え替えをしているということで、去年の実績はこのような状況だということです。5年後には収穫面積も広がり、収量も取れるとのこと。労働の構成員ですが、家族経営ということで、両親と奥さんとの4人で経営をされています。両親がだんだん高齢化していく中で、5年後は、徐々に労働時間を削減していくとのこと、収量が現状よりも大幅に増えるという中で、一番の課題はやはり臨時雇用の確保だということです。その点に関しましては、現在1人、5月から10月までの半年間、アルバイトをフルタイムで頼める人が見つかったということで、その方を中心に臨時の方を探すほか、去年まで頼んだ人にまたお願いするという形で徐々に人を増ふやし、収量増に対応していくということです。前向きに頑張っ



をお願いします。

事務局

売上げの見込み、達成の可能性についてですが、可能性はあると考えています。理由としましては、昨年、4ヶ月程度〇〇に出店したときの売上げが〇〇万円程とのことで、現在オープンしている店舗は週7日、年間通して営業していく予定となっています。営業時間は、12時から19時で、客層については40代から70代の富裕層の方がターゲットになっているので、売上げも伸ばしていけるのではないかと考えているとのことです。また、現状、売上げは好調とのことで、東御市で或いは長野県で売るよりも、東京で売った方が運送費等を考慮しても利益を上げられるとのことなので、目標を達成できると考えております。また、将来的には、店舗を増やす予定になっていますので、売上げが加算されていくことで、5年後の利益に繋がっていくと考えています。

年間所得について、〇〇万円の根拠ですが、収支計画の〇〇円が1人当たりの所得です。今回主たる従事者が2人のため、倍にすると〇〇万円という数字が算出されます。

議長（会長）

他にありませんか。ないようであれば次に移ります。番号5について、倉嶋委員をお願いします。

倉嶋委員

はい。〇〇さんと奥様の〇〇さんの申請になります。〇〇番地ということで〇〇になります。この〇〇さんは、サラリーマンでしたが、数年前に脱サラをされ、〇〇で研修を受けています。その後、新規就農者として、5年間の経験を経て、今回認定農業者の申請ということです。主に生食用ブドウということですが、やはり今の流行の中で、シャインマスカット等に植え付けを変えているということで収量もこれから徐々に上がっていくとのことです。また、加工品販売も手がけており、干しブドウで事業収入を1年間とれるような形をとっています。この人数でやられているので、今後人手不足というところが課題にはなってくるようですが、前向きにやっていきたいとのことですので、ご検討をお願いします。

議長（会長）

ありがとうございました。番号5の関係について、ご質問・ご意見のある方は挙手の上発言をお願いします。

特にないようですので、今回の認定審査会については以上とさせていただきます。本日の提案事項については全案件終了とさせていただきます。

議事録署名人 \_\_\_\_\_  
(※直筆でお願いします)